

会 議 録

会議名称	平成27年度第1回 大空町特別職報酬等審議会	
開催日時	27年12月9日(水)	13時00分から 14時20分まで
開催場所	大空町役場2階1号会議室	
出席者の氏名	【大空町特別職報酬等審議会】 鈴木武昭会長、菅野博正職務代理、鈴木康悦委員、熊谷俊範委員、水野正義委員、皆川正人委員 【大空町】 山下英二町長、藤田 勉総務課長、菊地教男総合支所長、松川一正総務課総務グループ主幹	
傍聴者の数	傍聴者なし	
会議資料の名称	●大空町特別職報酬等審議会議案 ●資料【資料No.1～9】	
審議内容及び結果	別紙「大空町特別職報酬等審議会審議記録」のとおり	

大空町特別職報酬等審議会審議記録

- 1 日 時 平成27年12月9日(水)
午後1時30分から午後2時20分まで
- 2 場 所 大空町役場2階1号会議室
- 3 出席委員 鈴木武昭会長、菅野博正会長職務代理、鈴木康悦委員、熊谷俊範委員、水野正義委員、皆川正人委員
- 4 欠席委員 辻 明彦委員
- 5 事務局 山下町長(諮問まで)、川口副町長(答申受領時)、藤田総務課長、菊地総合支所長、松川総務課主幹
- 6 審議概要
 - (1) 開会 午後1時30分
 - (2) 町長挨拶

本年3月末に報酬等審議会を開催していただき、現行のまま据え置くとの結論をいただいたところであるが、議会議員の報酬額が管内平均を下回っていることから、改めて委員の皆様にご検討をお願いしたい。
 - (3) 会長挨拶

当会議は、毎回年度末或いは年末に開催されることが多く、重要な会議であるので、委員皆様から積極的な発言をお願いしたい。
 - (4) 諮問

会 長： 本審議会は、大空町特別職報酬等審議会条例第1条により、町長の諮問に応じて審議を行うこととなっていますので、町長から諮問をお願いいたします。

町 長： 《諮問書読み上げ・諮問書を会長へ渡す》

《町長退席》
 - (5) 審議

会 長： ただいま、町長から諮問された大空町特別職の報酬等について、審議を行います。

それでは、事務局から審議事項及び資料の説明をお願いします。

事 務 局： 大空町議会議員及び監査委員の報酬額等の見直しにつきましては、ただ今町長が諮問した内容のとおりであります

が、本年 3 月 30 日に開催しました審議会において現行のまま据え置くことで答申をいただいております。

しかしながら、一般議員の報酬の額及び議会選出の監査委員の報酬等が管内町村平均を下回っているため、必要とする報酬額について検討するよう付帯意見があり、今回改めてご検討いただくものであります。

資料 2・資料 3 であります。これは 3 月の審議会の際に、皆様に資料として配布したものと同一資料を改めて添付しております。

まず、資料 2 をご覧ください。

平成 27 年 1 月 1 日現在では、大空町議会の一般議員の報酬額は管内町村 15 町村中、8 番目に位置し、管内町村の平均月額 185,433 円より 1,433 円下回っている状況にありました。

続きまして、資料 3 をご覧ください。

資料 3 の中央に監査委員の報酬額が記載していますが、議会選出の監査委員の報酬額が管内町村 8 番目に位置し、管内町村の平均月額 36,140 円より 2,140 円下回っている状況にありました。

続きまして、資料 1 をご覧ください。

この資料は、平成 27 年 12 月 1 日現在の議会及び監査委員の報酬額のみを掲載した資料となっております。朱書き箇所は、資料 2 及び資料 3 と変更となった箇所を示しており、これは資料 2 を再度お開きいただきたいのですが、訓子府町が議会議員の報酬額を平成 27 年 4 月 30 日まで特例措置を設け減額していたのが、特例措置期間終了により元の報酬額に戻ったことにより、平均額等が変更となったものであります。

一般議員の報酬額については、管内町村平均より更に 200 円、1,633 円下回っている状況となっております。順位についても、訓子府町が本町より上位になったことから、8 番目から 9 番目に下がったところでもあります。

次に資料 4 をお開きください。

この資料は、資料 1 をそれぞれの区分での順位に置き換えた資料です。議長が 4 番目であることを最高に、他は 6 番目、8 番目、9 番目となっていることがお分かりいただ

けるものと思います。

そこで、資料5をご覧ください。

この資料につきましてはあくまで事務局で考えた案であることをまずもって、お断りさせていただきます。一番に考慮するのは、前回の審議会での意見にもありました、一般議員と議会選出の監査委員の報酬が管内町村平均を下回っているということでもあります。

まず議会議員のうち一般議員の報酬月額について現行の184,000円から6,000円増額の190,000円としました。

この考えは、美幌町、遠軽町の次に高い報酬額を支給している斜里郡3町に合わせ、議長の報酬額の順位と整合を図ったものです。

副議長及び委員長の報酬月額については、一般議員報酬月額の増額に伴い調整を図る必要性があり、委員長の報酬月額については清里・小清水町と同額の210,000円としたものです。

また副議長の報酬額については、清里・小清水町の議長と副議長の差額50,000円に合わせ、現行の議長の報酬月額282,000円より50,000円減の232,000円としました。今回の審議会は一般議員の報酬月額の検討に主眼がありますので、表の下段にあるとおり、一般議員の改定率3.3%を最高に、委員長2.4%、副議長1.3%としているところです。

なお、議長の報酬月額においては、既に管内で4番目の額でありますので、据え置きで考えています。

次に議会選出の監査委員の報酬月額についてであります。現行の報酬月額34,000円から4,000円増額の38,000円としました。

これは、清里町の議会選出の監査委員報酬月額と同額であること、管内平均値との比較で104.4%、4.4%平均より高いということで、議会議員や資料3の他の各種委員会委員の管内平均との比較においても、遜色ないものと考えたところであります。

議会選出の委員報酬月額を増額したことに伴い、識見者の報酬月額についても調整を図る必要性があり、清里町と

同額の 55,000 円としたものです。

監査委員の報酬月額についても、議会選出の委員の改定率 11.8%を最高に、識見者の改定率はそれよりも低く抑えたところであります。

資料 6 から 9 までは参考までに添付しています。

資料 6 をお開きください。

資料 6 は全国市町村を対象に、人口と産業構造の 2 つの要素でもってグループ分けした類似団体との比較で、そのうち、人口がプラスマイナス 500 人の差しかない町村をピックアップしたものであります。

類似団体と比較して、著しく高い、或いは低い報酬額とはなっていないことがお分かりいただけるのではないかと思います。

次に資料 7 をお開きください。

資料 7 は議会議員の出役日数を議会議員実態調査に基づき、表としたものです。

過去 3 年間の活動を比較しても、大空町のトータルの活動日数は、管内町村中いずれも 1 番目となっております。

次に資料 8 をお開きください。

資料 8 は監査委員の出役日数を監査委員実態調査に基づき、表としたものです。

識見者と議会選出の委員を合わせた日数ではありませんが、過去 3 年間の活動を比較しても、大空町のトータルの活動日数は、管内町村中いずれも 3 番目となっております。

最後に資料 9 をお開きください。

平成 25 年度の決算ベースにおける、町村の財政に占める議会費の割合を一覧にしたものです。

まず、人口は遠軽、美幌、斜里、湧別に次ぐ 5 番目です。

議員定数は 12 名で、大空町より人口が多い 4 町の議員定数よりは少ないところです。

議員 1 人当たりの人口は 661 人で、これも遠軽、美幌、斜里、湧別に次ぐ 5 番目に多いところです。

歳出に占める議会費の割合は、平成 25 年度決算ベースで 0.93%となっており、これは遠軽・湧別に次いで管内でも低い割合となっています。

議員 1 人当たりの議会費ですが、西興部村、湧別町、訓子府町、興部町、小清水町に次いで低い額となっています。

以上、説明とさせていただきます。ご審議、よろしくお願いいたします。

会 長： ただ今事務局から説明がありました。議会議員と監査委員の報酬額についての説明でしたが、まず議会議員の報酬額について審議を行います。ご意見があれば発言願います。

水野委員： 監査委員について、議会選出の監査委員と識見による監査委員との違いを教えてください。

事 務 局： 監査委員は地方自治法に定められており、町村においては 2 名の監査委員を置くこととされ、そのうち 1 名は優れた識見を有する者、もう 1 名は議会議員のうちから選任することとなっている。

定期監査・定例監査等の実施は 2 名で行うが、定例議会への出席については、識見者が監査委員を代表して理事者側として出席している。

水野委員： 議会説明会が毎年開催されているが、その中で議員報酬について諸々の係る経費を差し引きとあまり手元に残らないという話があったので、大空町は報酬が低いのではと思っていたが、他と比較しても著しく低いわけではない。

大空町だけが他と比較して、飛び抜けて高く設定するわけにもいかず、かといって横並びというわけにもいかないであろうが、事務局で設定した額は概ね妥当ではないか。

菅野委員： 報酬は労働の対価として支払われるべきものであり、議員の労働である活動日数が他と比較して多いにもかかわらず、管内平均を下回っている状況は改善しなければならない。

皆川委員： 事務局の提案した額は妥当なところではないか。

鈴木委員： 同じく、事務局案は妥当である。

《意見集約》

会 長： それでは、議会議員の報酬額について、議長については現行の額のまま据え置くこととし、副議長について現行の月額 229,000 円から 232,000 円に引き上げることに。

議会運営委員長及び常任委員長について現行の月額 2

05,000円から210,000円に引き上げること。
議員について現行の月額184,000円から190,000円に引き上げることで答申してよろしいか。

《異議なし》

会 長： 最後に、監査委員の報酬額について審議を行います。ご意見があれば発言願います。

鈴木委員： 事務局提案額が妥当ではないか。

水野委員： 私も同じように考えます。

《意見集約》

会 長： それでは、非常勤特別職（監査委員）の報酬額等について、識見者の報酬額については現行の月額53,000円から55,000円に引き上げることとし、議会選出については現行の月額34,000円から38,000円に引き上げることで答申してよろしいか。

《異議なし》

会 長： ありがとうございます。それでは、実施時期について、どのように答申すべきか。

鈴木委員： 事務局で何か考えはないか。

事務局： 年が明けて1月から報酬額を改正するということにもならないと考えており、平成28年4月1日より実施することが適当であると考えます。

《意見集約》

会 長： ただ今事務局から平成28年4月1日から実施することが適当であるとの腹案をいただきました。平成28年4月1日から実施することが適当であることを答申書に付記することとしてよろしいか。

《異議なし》

会 長： 以上ですべての審議は終了しました。事務局から何かあ

りませんか。

事務局： 特にありません。

会長： 最後に、全体をとおして皆様から質問やご意見等ございますか。

《質問・意見・他になし》

会長： それでは、以上の内容で答申書を作成しますので、皆様におかれましては少しの間休憩願います。

《休憩》

《事務局答申書作成》

事務局： 答申書を読み上げますので、委員皆様の確認をお願いいたします。

《事務局により答申書を読み上げる》

事務局： 以上の内容で、よろしいでしょうか。

《異議なし》

事務局： 町長が来客対応のため、副町長が代わって答申書を受領させていただきます。

会長： それでは、川口副町長へ答申を行います。

《答申書読み上げ》

1 大空町議会議員の報酬の額について

大空町議会議員の報酬の額については、次のとおりとすることが適当である。

議長 現行額据え置き。

副議長 月額 232,000円。

議会運営委員会委員長 月額 210,000円

常任委員長 月額 210,000円

議員 月額 190,000円

2 非常勤特別職（監査委員）の報酬の額について

非常勤特別職である監査委員の報酬額については、次のとおりとすることが適当である。

識見を有する者 月額 55,000円

議会選出 月額 38,000円

3 実施時期

大空町議会議員及び非常勤特別職（監査委員）の報酬の改正については、平成28年4月1日から実施することが適当である。

《読み上げ後、副町長へ渡す》

《会長挨拶》

会 長： 以上をもちまして、大空町特別職報酬等審議会を閉会します。皆様お疲れ様でした。

事務局： 事務連絡です。皆様委員の任期については、本日の審議終了に伴い満了となります。大変ありがとうございました。